令和8年度

閲　覧　設　計　書

工　　事　　名	道路改築工事（吾平大根占田代道路R8-3工区）
工　事　箇　所	肝属郡錦江町城元地内
路　　線　　名	鹿屋吾平佐多線
工　　期	270日間

【閲覧設計書内訳】

内　　訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳（金抜）　※	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問合せについては担当課までお願いします。

担　当　課	土木建築課 道路建設第二係

【留意事項】
従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し，「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。
○鹿児島県　土木部

照合確認	電子閲覧

鹿児島県　大隅地域振興局　建設部　土木建築課

特記仕様書

工　事　名　：　道路改築工事（吾平大根占田代道路Ｒ8-3工区）

路　線　名　：　鹿屋吾平佐多線

工事場所　：　肝属郡錦江町城元地内

第１条　準拠図書

本工事は本特記仕様書，契約書，設計図書（最新版）によることとし，特に定めのない事項については，下記のとおりによるものである。

⑴　土木工事共通仕様書　（鹿児島県土木部・令和８年10月）

⑵　土木工事施工管理基準　（鹿児島県土木部・令和８年10月）

⑶　土木請負工事必携　（鹿児島県HP掲載内容・契約時点）

⑷　工事関係書類の様式の統一化　（鹿児島県土木部長通知）

⑸　道路事業の手引きなどの各主務課で発行したもの　（鹿児島県土木部長）

⑹　その他関係法令規則等

なお，これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は，監督職員と協議し，かつその指示に従うこと。

第２条　施工条件明示

次の施工条件明示によるものとする

第３条　その他

別紙参照

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	契約工期	・契約工期は，270日間	共通仕様書 11-7-1-17	11-74	○
		・翌年度への繰越予定（〇〇日延長予定）⇒令和〇年〇〇月〇〇日予定			―
	余裕期間	**・余裕期間設定契制度の対象工事**	共通仕様書 11-7-1-26	11-77	―
		~~・〇〇日，〇月〇日まで~~			
	週休２日（試行）	・「週休２日」試行工事	共通仕様書 11-7-2-8	11-81	○
	概算数量発注	・概算数量発注方式により積算・工期設定	共通仕様書 11-7-1-14	11-73	―
		設計金額2,500万円未満　標準工期＋15日付与			―
		設計金額2,500万円以上　標準工期＋30日付与			―
	契約保証金	・契約の保証は，当初請負金額が500万円を超える場合，請負金額の10分１以上の金銭的保証を要す。	契約書 第4条	－	○
	前払金	・前払金を40％の範囲内で支払うことができる。	契約書 第35条	－	○
		~~・本工事（ゼロ国債）事業については，令和９年４月１日以降に請求することができる。~~			
		・中間前払金を請求することができる。			○
	部分払い	・部分払いの請求は２回以内で，前金払がある場合でも２回とする。ただし，中間前払金があるときは，部分払いは行わない。	契約書 第38条	－	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・請負金額１億円以上かつ工期が６ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	―
	品質証明	・予定価格１億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	―
	監理技術者等の途中交代	・技術者の途中交代	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・請負金額4,500万円以上の工事	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の兼務	・請負金額1億円未満（建築工事2億円未満）など	土木請負工事必携		○
	現場代理人常駐	・現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-70	○
	現場代理人兼任（試行）	・現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能３件，それぞれの工事請負金額45,000千円未満など	土木請負工事必携		―
	法定外の労災保険付与	・「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	○
	中間検査	・本工事は，中間検査を実施する工事（当初設計金額 3,000万円以上）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-15	3-5 11-72	○
		・本工事は，中間検査を実施しない工事（浚渫，寄洲除去など） （令和6年7月24日通知　参照）			―
	施工体制台帳 施工体系図	・施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10 11-7-1-7,8	1-8 11-70	○
	熱中症対策	・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-71	○
	時間的制約を受ける工事	・時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書 11-7-1-13	11-72	―
		①工事全体で制約			―
		②現道上の工種で制約			―
		③積算しない			―

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	施工箇所点在	・施工箇所が点在する工事の積算方法 「○○地区，○○地区，○○地区」 一般管理費等の算出率は「○○地区」で設定	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	ー
	現場環境改善 （イメージアップ）	・現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-16	11-72	○
	CCUS	・建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-9	11-71	○
	地域外労働者確保 （地域外経費）	・労働者確保に要する間接費の設計変更の運用マニュアル 離島の工事	共通仕様書 11-7-1-27	11-78	ー
		・離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (1) 三島村（全域），十島村（全域），獅子島，口永良部島， 加計呂麻島，与路島，請島の工事	特記事項	－	ー
		・離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (2) 上記(1)以外の離島の工事	特記事項	－	ー
	国土調査の基準点	・国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-79	○
	電子納品	・電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○
	県産資材の優先使用	・県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-5	11-69	○
	下請工事管内優先活用	・下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-6	11-70	○
	快適トイレ	・建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-10	11-71	○
	三者技術調整会	・本工事は，三者技術調整会を開催する工事 ・本工事は，三者技術調整会を開催を予定していない工事	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	ー ○
	危機事象時緊急連絡先	・土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名：　大隅地域振興局建設部守衛室 緊急連絡先：　0994-52-2071	特記事項	－	○
	不当介入	・不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2,3	11-69	○
	環境改善 （工事編）	・「環境改善実施要領（工事編）」により，工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31	○
工程関係	河川区域制約	・令和○年○月○日までは，出水期であるため着手できない。	特記事項	－	ー
	占用物件など	・令和○年○月○日までに，ＮＴＴ電柱移設が完了予定である。	特記事項	－	ー
	部分引き渡し	・令和○年○月○日に○○○○部分を引渡しを行う。	特記事項	－	ー
	作業不能日数	・本工事の工期は，波浪等により作業不能日数を○○日見込む。	特記事項	－	ー
	他工区との調整	・隣接工事の発注を予定していることから，調整を行うこと。	特記事項	－	○

施工条件明示（特記すべき事項）

<table>
<tr><th colspan="2">明示事項</th><th>明示内容</th><th>出典</th><th>頁</th><th>該当項目</th></tr>
<tr><td rowspan="3">用地関係</td><td>補償物件</td><td>・一部の用地については，現在移転中であり，令和○年○○月までに移転完了予定である。</td><td>特記事項</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>工作物</td><td>・№○○～№○○までの区間は，農作物の収穫が終わる令和○年○月○日頃まで着工してはならない。</td><td>特記事項</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>仮設ヤード</td><td>・本工事における○○の製作に当たっては，仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難い場合は，別途協議する。
（１）場　　所：
（２）期　　間：
（３）復旧条件：</td><td>特記事項</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公害関係</td><td>公害防止</td><td>・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については，油圧式高周波型バイブロハンマによる打込み，電動式バイブロハンマによる引抜きを計画している。なお，現地の状況（土質，地質，周辺環境等）により，これによりがたい場合は，別途監督職員と協議するものとする。</td><td>特記事項</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>水替・流入防止対策</td><td>・本工事における○○工については，○○による水替を○○日間（常時）を計画しているが，これによりが難い場合は，別途協議する。</td><td>特記事項</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="17">工事関係</td><td rowspan="15">ＩＣＴ活用工事</td><td>・発注者指定型（土工）10,000m3以上</td><td rowspan="15">試行要領</td><td rowspan="15">－</td><td></td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（土工）</td><td>○</td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（作業土工（床掘））</td><td></td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（土工（1,000m3未満））</td><td></td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（小規模土工）</td><td></td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（法面工）</td><td>○</td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（舗装工）</td><td></td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（舗装工（修繕工））</td><td></td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（付帯構造物設置工）</td><td></td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（地盤改良工）</td><td></td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（河川浚渫工）</td><td></td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））</td><td></td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（構造物工（橋梁上部））</td><td></td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（基礎工）</td><td></td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（擁壁工）</td><td></td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（コンクリート堰堤工）</td><td></td></tr>
<tr><td>コンクリート工</td><td>・コンクリートは，JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし，品質については，下記のとおりとする。
<table>
<tr><td>呼び強度</td><td>スランプ</td><td>空気量</td><td>粗骨材最大粒径</td></tr>
<tr><td>18N/mm2</td><td>8cm±2.5cm</td><td>4.50%</td><td>40mm</td></tr>
<tr><td>使用工種</td><td>水セメント比</td><td>セメントの種類</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>張りコンクリート工</td><td>65%</td><td>高炉B</td><td></td></tr>
</table></td><td>特記事項</td><td>－</td><td>○</td></tr>
<tr><td>スランプ</td><td>・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について</td><td>共通仕様書
11-7-2-9</td><td>11-81</td><td>－</td></tr>
<tr><td>シラスコンクリート２次製品</td><td>・シラスコンクリート間知ブロック，・シラスコンクリート大型積ブロック，・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（Ｂ型），・シラスコンクリート落蓋Ｕ型溝及び蓋版（縦断用），・シラスコンクリート落蓋Ｕ型溝（横断用），・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型），・かぶせ蓋式Ｕ型側溝及び蓋版（道路用・水路用）</td><td>共通仕様書
11-7-2-6</td><td>11-80</td><td>○</td></tr>
</table>

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	交通誘導警備員	・現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示	共通仕様書 11-7-1-18	11-74	―
	工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は，土取場⇒主要県道　○○○線⇒市道○○線⇒現場とし，他の経路は通行してはならない。	特記事項	－	―
		・○道○○号は，○○市との協議の結果，○○ｔ以上の工事車両は通行してはならない。	特記事項	－	―
		・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち，粉じん防止のため１日○○回程度の散水を行うとともに，路面維持に努めること。	特記事項	－	―
	仮設道路関係	・仮設道路については，別添資料のとおり，幅員W=　　m，延長L=　　mで計画している。これにより難い場合は，別途協議するものとする。	特記事項	－	―
	工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」	特記事項	－	○
		・「防災・減災，国土強靱化のための５カ年加速化対策」追加看板			－
	仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は，別添図面とおりとし，存置期間は，令和○○年○○月○○日とする。	共通仕様書 11-7-1-25	11-77	―
		・本工事で設置した足場は，引き続き発注される○○工事（令和３年○月発注予定）及び○○○工事（令和３年○月発注予定）に使用する予定があるので，工事完了後も存置するものとする。			―
	ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について （対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。）	共通仕様書 11-7-2-3	11-79	◯
	過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について	共通仕様書 11-7-2-2	11-79	○ ―
	クレーン類の賃料	・ラフテレーンクレーン，トラッククレーン及びクローラクレーン4.9ｔ吊の賃料は，公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが，賃貸期間がラフテレーンクレーン，トラッククレーンの合計で24日未満となる場合，クローラクレーン4.9ｔ吊で20日未満となる場合は，通常賃料での積算として設計変更の対象とする。	**特記事項**	―	―
	遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事	共通仕様書 11-7-1-14	11-72	◯
	鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について	共通仕様書 11-7-2-7	11-81	◯
建設副産物	建設発生土の処理	建設発生土は，下記の場所に搬出すること。 受入れ場所： 処分場名： 運搬距離：　　ｋｍ その他：	共通仕様書 11-7-1-22	11-76	―

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容				出典	頁	該当項目
建設リサイクル法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）		共通仕様書 11-7-1-21	11-75	○
①分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		鹿児島県における再生資材活用工事実施要領（土木）の運用	－	
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用				
	③基礎工事	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用				
※「分別解体等の方法」の欄については，該当がない場合は，記載の必要はない。	⑤本体付属物	本体付属物の工事 □有 ■無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用				
②再資源化等をする施設の名称及び所在地	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地			
再生資源の利用	資材名		規　格	備　考（使用箇所）	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	ー
	再生加熱アスファルト混合物		Ａｓ量　▲%密粒再生				
	再生切込砕石（かごしま認定リサイクル製品）		RC-40(30)				
建設発生土の利用	・盛土に使用する土は道路改築工事（吾平大根占田代道路Ｒ８－７工区）の建設発生土を利用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-22	11-76	○
建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	○
①指定副産物	コンクリート						
	アスファルト						
	木くず	南隅砕石(有)	肝属郡錦江町馬場新田425-1	3.7km			
②一般廃棄物	刈草・選定枝葉						
建設汚泥の再生利用 ①処理概要	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	ー
②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
	品質基準	コーン指数					
	生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法）					
		特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）					

施工条件明示（特記すべき事項）

<table>
<tr><th colspan="2">明示事項</th><th colspan="4">明示内容</th><th>出典</th><th>頁</th><th>該当項目</th></tr>
<tr><td rowspan="11"></td><td rowspan="5">建設汚泥の搬出
①施設の名称及び所在地</td><td>廃棄物の種類</td><td>施設の名称</td><td>所在地</td><td>運搬距離</td><td rowspan="5">共通仕様書
11-7-1-21</td><td rowspan="5">11-75</td><td>ー</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">②受入時間
○○処分場：○○時○○分～○○時○○分
エコパークかごしま：○○時○○分～○○時○○分</td></tr>
<tr><td colspan="4">③その他
仮置き等必要条件</td></tr>
<tr><td>舗装切断作業時に発生する排水の処理</td><td colspan="4">舗装切断作業時に発生する排水の処理について</td><td>共通仕様書
11-7-1-24</td><td>11-77</td><td>ー</td></tr>
<tr><td rowspan="2">根株，伐採木等の利用
発生工事</td><td colspan="4">保管場所：○○市○○町○○地内</td><td rowspan="2">共通仕様書
11-7-1-23</td><td rowspan="2">11-76</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>利用工事</td><td colspan="4">・○○市○○町○○地内に保管している，根株・伐採木を法面工の基盤材として，発注者から引き受けることとする。</td><td>ー</td></tr>
<tr><td rowspan="10">その他</td><td>関係機関との協議</td><td colspan="4">・本工事における，下記工種については，道路改築（吾平大根占田代道路補正R7-1工区）及びその他工区と近接して施工するため，施工計画作成及び工事の施工にあたっては，十分に留意するものとする。
記　土工（土砂運搬）
また，埋蔵文化財の分布調査の対象地（予定）であることから，関係機関との調整を行うこと。</td><td>共通仕様書
1-1-1-37
11-7-2-5</td><td>1-28
11-80</td><td>○</td></tr>
<tr><td>施工体制点業務への協力</td><td colspan="4">・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。</td><td>共通仕様書
11-7-2-4</td><td>11-80</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="4">路上工事の縮減</td><td colspan="4">・路上工事縮減に関する行動計画</td><td rowspan="4">特記事項</td><td rowspan="4">－</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">①お盆</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">②年末年始</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">③交通への影響が大きい期間（祭り，イベント等）</td><td>○</td></tr>
<tr><td>漁協権者との調整</td><td colspan="4">・工事着手前に，内水面漁業権者と工法，施工時期，水質汚濁防止の方法等について協議し，河川工事の理解と協力を得ること。</td><td>特記事項</td><td>－</td><td>ー</td></tr>
<tr><td rowspan="3">工事現場発生品</td><td colspan="4">・在来施設の撤去により生じた現場発生品は，当該工事に使用するものとし，残量については，下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。</td><td rowspan="3">共通仕様書
1-1-1-18</td><td rowspan="3">1-12</td><td>ー</td></tr>
<tr><td colspan="2">現場発生品名</td><td colspan="2">引渡場所</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">支給材料及び貸与品</td><td colspan="4">・本工事における支給品は，下記のとおりとする。</td><td rowspan="4">共通仕様書
1-1-1-17</td><td rowspan="4">1-11</td><td rowspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>支給品名</td><td>規格</td><td>数量・単位</td><td>支給場所</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>部分使用</td><td colspan="4">・本工事については，工事引き渡し前に工事請負契約書第34条により下記について部分使用する場合がある。その際は，受注者の承諾を得るものとする。
（1）部分使用範囲：別添図のとおり
（2）目的：
（3）部分使用期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日</td><td>契約書
第34条</td><td>－</td><td>ー</td></tr>
</table>

施工条件明示（特記すべき事項）

<table>
<tr><th colspan="2">明示事項</th><th>明示内容</th><th>出典</th><th>頁</th><th>該当項目</th></tr>
<tr><td></td><td>中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更</td><td>・本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
・調達検討資材は下表を想定している。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。
表－1　調達検討資材
<table>
<tr><th>支給品名</th><th>規格</th><th>数量・単位</th><th>単価適用年月日
単価適用地区</th></tr>
<tr><td rowspan="2">塩化ビニル管</td><td rowspan="2">○○mm</td><td rowspan="2">○○m</td><td>R○.○月</td></tr>
<tr><td>○○地区</td></tr>
<tr><td rowspan="2">塗料用シンナー</td><td rowspan="2">○○mm用シンナー</td><td rowspan="2">○○L</td><td>R○.○月</td></tr>
<tr><td>○○地区</td></tr>
</table>
・受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
・ 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。</td><td>中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用について（通知）</td><td>－</td><td>○</td></tr>
</table>

第3条　その他

1.契約数量

この工事の契約数量は，設計図書及び数量総括表のとおりとする。

なお，この数量に変更を生じた場合は，発注者及び受注者協議の上，契約変更の対象とする。

ただし，出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

2.出来形確認

工事請負契約書第32条に基づき，受注者が工事の完成を通知するまでの間において，現場代理人又は主任技術者等の立会いのもと，最終出来形確認を実施するものとする。

3.年末年始等に係る緊急連絡体制

工事の期間が年末年始，長期連休期間，盆休み，その他長期休暇中に係る場合は，前にその期間の管理体制，緊急連絡体制について記した書類を提出すること。

また，警報発令等の悪天候後は，現場巡回を行い，結果を連絡すること。

4.工事履行報告書

毎月25日までに，月末時点における工事履行報告書及び工事進捗状況写真（全景又は代表部分）を監督職員へ提出すること。

5.安全・訓練等の実施状況報告書

土木工事共通仕様書（第1編1-1-1-27 第13項）に基づく定期安全研修・訓練等の実施状況について，「安全・訓練等の実施状況報告書」に記録するとともに，その実施状況写真を添付し，工事完成図書に含めて監督職員へ提出すること。

6.カーボン・オフセット

カーボン・オフセットのクレジット購入を行った場合,発注者に工事打合簿等で報告すること。

第3条　その他

17.取得補償木の取扱い　（立竹木調査を実施している場合）

⑴本工区内には，取得補償木があるため，その取扱いについては，監督員の指示により適正に行うこととする。（取得補償木とは，県が所有者に補償費を支払い取得した立竹木のこと。）

なお，樹種・数量及び所在地等については，別添図面及び一覧表による。

取得補償木一覧　　※数量等を更正すること。

樹種	胸高直径	数量	売却数量	処分数量	玉切規格長
杉	30cm	40本	0.5m3	2m3	L=4m
杉	30cm	40本	0.5m3	2m3	L=4m

⑵取得補償木の売却

取得補償木の取り扱いは慎重に行い，売却すること。これによりがたい場合は，監督と協議の上，その指示によること。

なお，売却や処分の数量は実績により変更する。

⑶作業者の伐木造材作業従事者特別教育の修了証の写しを添付すること。

⑷取得補償木の売却に係る搬出先及び数量については，伝票等にて監督員に報告しなければならない。

⑸ 取得補償木の処分に係る搬出先及び数量については,「産業廃棄物管理表」（マニフスト）にて監督員に報告しなければならない。